

法務大臣

千葉景子 殿

## 法曹養成制度改革に関する提言

21世紀のわが国の役割における法曹の重要性と法曹養成の現況に鑑み、別紙のとおり提言する。

2010年2月24日

高 木 剛（前連合会長）

佐 々 木 毅（元東京大学総長）

佐 藤 幸 治（京都大学名誉教授）

北 川 正 恭（早稲田大学大学院教授）

小 島 邦 夫（経済同友会専務理事）

## 法曹養成制度に関する提言（サマリー）

- 21世紀におけるわが国は、従来の「途上型国家」から、課題をソフトパワーによって解決する「課題解決型国家」として、アジアと共に生きる国家、かつ地域主権の国家へと脱皮すべきである。
- わが国が「課題解決型国家」として諸課題を公正・妥当に解決する役割を担うためにはその人材として法曹の役割が重要であるが、海外諸国に比して、わが国の法曹の活動分野は、極めて狭い領域に限られており、わが国の将来を考えると憂慮すべき状況にある。
- そこで法曹像を、これまでの「国内訴訟担当者」から「課題解決者」へと転換し、法曹の活動分野を拡大するとともに、養成制度を改革する必要がある。
- 以上の観点から、活動分野の拡大と養成制度の改革について、早期に実現すべき施策と中期に実施すべき施策の方向性を提言する。
- 本提言が示す改革課題について具体的内容を議論するためのフォーラムを、閣議決定を経た上で、政府の下に早急に立ち上げ、法科大学院関係者や法曹三者のみならず、法曹の新らたな活動分野である経済界、労働界、国家公務員関係者、地方自治関係者、国際機関関係者などの参加を得て議論すべきである。

以 上

## 「法曹養成に関する研究会」提言

### 1 はじめに

2001年6月、司法制度改革審議会（以下「審議会」）は、「21世紀における国際社会において、我が国が通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強く認識される。」として、「法の支配」をあまねく行き渡らせるための諸改革を提言した（以下「審議会意見書」）。「法の支配」の担い手の養成、すなわち法曹養成について審議会は、一発試験型の「点による選抜」制度の欠陥（幅広い教養の不足、知識偏重の試験問題、受験予備校への過度の依存等）や、国際化時代にふさわしい法曹の確保の必要性、そのためには何よりも法曹人口の大幅な増加が必要である等の議論を経て、「点による選抜」から「プロセスによる教育」への改革が必要であるとして、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を提言したのである。

審議会意見書が提言されて10年が経とうとしている。その間、国際的には、グローバル化を背景に、世界的金融危機・地球環境問題（COP15）・地域紛争など様々な問題が生じているが、それらに対応するグローバル・ガバナンスの機能不全（例えば、先進国・途上国間対立の激化）が認識され、「法の支配」を基礎にした、新たなガバナンスが模索されている。欧州連合の拡大、地域経済統合・自由貿易協定の拡大、国際刑事裁判所の設置などは、そのような文脈で理解される必要がある。

他方、国内的には、世界的金融危機の下、失業率の増加・「格差」の拡大に象徴されるように経済成長が停滞している。しかし、二大政党制による政権交代が実現し、「官から政へ」の標語に代表される政府機能の転換、国会改革等により、新たな展望を切り開く契機が生まれ、多くの国民が、新しい社会を待望している。

2009年12月に発表された政府の「新成長戦略」（以下「新戦略」という）の言葉を借りるならば、わが国は、「途上型国家」から地球規模の課題を解決する「課題解決型国家」として、アジアと共に生きる国家へとその役割を再定義することが求められている。わが国が「課題解決型国家」の役割を果たすためには、わが国自身がまず法の支配が貫徹した真の法治国家となることが大前提である。その上で、わが国には、真に公正で新たな社会ルール、国際ルールの策定、実施、そして検証の過程へのリーダーとしての参画が求められる

とともに、その担い手もまた、「官から民へ」と変わる必要がある。すなわち、官の代名詞としての「公共」から、住民・企業・NPOなどが担う「新しい公共」への転換が国内外において必要になるのであり、その新しい担い手の確保、育成が喫緊の課題になる。

また、「課題解決型国家」の担い手には、「課題解決」のみならず、「課題を発見、認識、解決する」新しい感性が求められるのであり、多様なバックグラウンドを持つ「課題解決者」の養成が殊の外重要になる。

## 2 新しい社会の変化とわが国が直面する課題

このように、21世紀におけるわが国の役割を「課題解決型国家」と位置づけるならば、わが国は様々な課題に直面していることが明らかとなる。

### (1) 国際的課題

#### ●環境問題

環境問題は、人類の生存に関わるグローバルな喫緊の課題である。わが国は、環境問題の先進国として、環境エネルギー分野の技術の開発、輸出のみならず、新たな国際環境政策・ルールの提言、協議、策定、実施、そして検証の各フェーズにおいて、中心的役割を果たすことが求められている。

#### ●アジアの中の日本

「新戦略」は、わが国が「アジアの成長の架け橋」となることを目指すとしている。そして、アジア地域における経済活動の障壁を取り除き、知的財産権の保護体制を構築し、そしてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築するという。そのためには、アジアにおけるヒト、モノ、カネ、情報の流通の自由化や、阻害要因となっている規制の見直しと新しいルールが国際化される必要がある。

#### ●国家間紛争

国家間紛争については、政治・経済・環境問題等がグローバル化しているとの視点はもとより、人権の普遍化の視点からも、もはや二国間問題ではなくなっている。国家間、あるいは地域紛争の解決は、国際ルールに基づき、独立の機関が、公正な手続によって行うべきである。このテーマについても、「課題解決型国家」としてのわが国が果たすべき責務は極めて重要である。

#### ●国際的課題と法曹の役割

以上のとおり、政治・経済のグローバル化の進展とともに、国家間、各国企業間の紛争は急増しており、その公正な課題解決のために各国法曹の果たすべき役割も大きくなっている。しかしながら、わが国法曹の国際的分野における

影は薄く、国際的課題解決にあたっての存在感では劣勢を余儀なくされているとの印象は否めない。国際的課題解決にあたってのわが国法曹のポテンシャル・アップのための方策強化が強く望まれる。

## (2) 国内的課題

### ●地域主権

「新戦略」は、地域のことは地域にすむ住民が決める、活気に満ちた地域社会を作るための「地域主権」改革を断行する、と述べている。「地域主権」こそは、自主・自律の国民を育てる民主主義の胚である。「新戦略」が述べるように、地域振興のためは、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育て、地方公共団体と住民、NPOなどの協働、連携により、地域主権型社会の構築をはかる必要があるが、そのためには、条例に代表されるローカル・ルールの自主的創設とその自律的執行が重要になる。言い換えれば、地域主権とは、法に基づく「新しい公共」の自主的創造であり、その担い手として法曹が果たすべき役割は重要である。自治体職員の法務能力を向上させるために本年から始まる「自治体法務検定」も、この文脈で理解されるべきである。

また地域主権確立のためには、訴訟以外の課題解決の手段として、法曹が課題解決のコーディネーターとなることが期待される。ローカル・ルールの自主的制定にとどまらず、コーディネーターとしての機能を担う法曹の役割が重視されるべきである。

### ●公務員制度

国家・地方ともに、公務員は、法律に基づく行政の担い手として、「法の支配」の精神を理解し、高い倫理観に裏打ちされることが必要となる。

### ●経済活動

わが国が現在の経済的停滞から脱却するためには、ヒト、モノ、カネ、情報の流通を自由化し、国境を越えて市場に参入していくことが必要となる。そこでは新たな経済ルールの設定と公正・公平な競争が求められるとともに、ルールにもとづく企業ガバナンスが必要になる。また、困難な経済状況下におけるルールに則った企業再生もまた、重要な課題となる。

### ●労働問題

わが国は、少子高齢化によって労働力人口の減少が著しい。国民が安心して働き、能力を発揮する雇用の場が確保されること、すなわち「新戦略」のいうディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）の実現に向けた労働ルールの整備が急務となっている。

### ●医療・福祉

わが国は急速な高齢化社会へと向かっている。医療、介護技術の開発、海外との連携、海外へのサービスの輸出等とともに、地域において高齢者が安心して暮らせる社会、認知症患者と成年後見人制度の充実、高齢者労働問題、社会保障へのアクセスのサポートなども重要な課題となっている。

#### ●科学、技術

科学・技術立国として、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用が不可欠となる。

#### ●教育

少子化社会対策としての保育の多様化と量的拡大、出産・育児後の復職、再就職の支援とともに、質の高い教育を受ける機会が保障される必要がある。

#### ●裁判員

司法制度改革の柱の一つが、裁判員制度である。2009年5月から実施され、2009年末までに130件以上の裁判に、800人以上の国民が裁判員としてすでに参加している。この試みは、単に刑事司法制度改革にとどまらず、わが国の民主主義の深化に重要な意義を持つ。国民がその責務を十全に果たせるような裁判のルールと運営を構築するとともに、国民に奉仕できる能力を持った法律家を養成することが喫緊の課題である。

#### ●法テラス

司法制度改革のいまひとつの柱が法テラスである。だれもが、いつでも、どこでも法的サービスが受けられるようにするため創設されたこの「司法ステーション」は、国民が真に、ルールに基づいた、公正・公平な社会生活を営むことができるかどうかの試金石でもある。しかしながら、法テラスに対する弁護士との協力・協働の対応は、必ずしも十分とは言えない。

#### ●国際化

国際化の進展とともに、わが国への外国人入国者は増大し、2009年では750万人を超えている。外国人登録者も220万人を超えている（2008年末現在）。今後は一層、難民をはじめ外国人の権利問題も増えていく。

#### ●国内的課題と法曹の役割

以上のとおり、わが国における幅広い分野における法曹の役割の必要性は、拡大の一途を辿っている。

しかしながら、わが国の法曹三者には、「法の支配」を社会全体に行き渡らせるための法曹の役割に関する意識変革が十分ではなく、訴訟以外の法曹の活動の重要性についての認識強化が強く求められる。

### 3 「課題解決型国家」の人的基盤

#### (1) 「課題解決型国家」と人材

わが国が「課題解決型国家」として、上記のような諸課題に取り組み、その役割を果たすためには、多様かつ適切な課題解決の仕組みの創設のみならず、それぞれの仕組みの運営を担う人材の確保が不可欠となる。少子高齢化による人口減少時代にいかにこれらの人材を獲得し、適材を適所に配置するかは、21世紀のわが国の在り方にかかわる国家的課題である。

#### (2) 「課題解決型国家」と法曹の役割

わが国が上記諸課題を公正かつ適正・妥当に解決する役割を担うためには、いずれのフィールドにおいても、新しいルールを必要とするとともに、複数の相対立する利害を適切に調整することが必要となる。「ルールに基づく複数利害の調整」の担い手としては、専門職としての法曹がもつともよくなし得るところであろう。すなわち、「法の支配」の理念を共有する法曹が、国内訴訟の拠点である裁判所、検察庁、法律事務所だけでなく、中央立法機関（国会、国会議員事務所等）、地方立法機関（地方議会等）、中央行政庁（省庁等）、地方行政庁（首長部局等）、企業、労働団体、教育機関、国際機関等に存在することが求められるのである。審議会意見書は、このことを、「法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、相互の信頼と一体感を基礎としつつ、それぞれの固有の役割に対する自覚をもって、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが、強く求められる。」と指摘していた。

#### (3) 「課題解決型国家」における法曹像転換の必要性

このように、21世紀におけるわが国が「課題解決型国家」として国内外においてその役割を果たすためには、その担い手となるべき法曹は、従来の「国内訴訟担当者」から「課題解決者」へと、その役割・性格を転換することが求められる。そして法曹教育もまた、「国内訴訟実務家養成」から「国内外課題解決者養成」へと、自覚的に転換する必要がある。

とりわけ法曹三者には、法曹の果たすべき役割に対する意識変革が求められる。それなしには、「課題解決型国家」の人的基盤の強化も覚束ない。

### 4 諸外国の取り組み

上記に述べた諸課題は、わが国に限らず、諸国家が直面する共通かつグローバルな課題である。海外諸国は、その人材としての法曹をどのように養成、利用しているのだろうか。

### (1) 法曹人口

世界の弁護士の数概数は次のとおりである。<sup>1</sup>

国名	弁護士人口	人口	弁護士:国民
アメリカ	1,180,386(2009)	314,600,000(2008)	1: 266
インド	1,086,626(2009)	1,198,000,000(2008)	1:1,102
ブラジル	500,000(2003)	193,700,000(2008)	1: 387
中国	166,000(2009)	1,345,000,000(2008)	1:8,102
イギリス	143,381(2008)	61,500,000(2008)	1: 428
ドイツ	138,104(2008)	81,750,000(2010)	1: 591
フランス	47,765(2008)	65,000,000(2010)	1:1,360
日本	26,958(2009)	127,000,000(2008)	1:4,711
韓国	8,174(2007)	48,000,000(2008)	1:5,872

### (2) 弁護士と法曹養成を巡る海外の動き

#### ① EU

域内での弁護士の自由移動とリーガル・サービスの越境的供給の自由が実現している。

#### ② 中国

2002年から新司法試験制度。年間数万人規模で法曹を輩出し続けており、2007年度の司法試験合格者数は約5万8000人である。

#### ③ 韓国

2009年から新法科大学院制度が発足。全国で25校、入学定員2,000名。英語による授業も取り入れ、修了生の70～80%を司法試験に合格させる予定である。

<sup>1</sup> アメリカはABAによる。

[http://new.abanet.org/marketresearch/PublicDocuments/2009\\_NATL\\_LAWYER\\_by\\_State.pdf](http://new.abanet.org/marketresearch/PublicDocuments/2009_NATL_LAWYER_by_State.pdf)。欧州各国は、Council of Europe の調査(2008)による(イギリスはEngland & Walesである)。[http://www.coe.int/t/dghl/cooperation/cepej/evaluation/default\\_en.asp](http://www.coe.int/t/dghl/cooperation/cepej/evaluation/default_en.asp)。インドは、インド法曹協会の統計による。

<http://barcouncilofindia.org/advocates/rules-enrolment.php>。なお600万人との推計もある(日弁連「法曹養成対策室法2号」2007年)82頁)。中国は新華社2010年2月15日による。[http://www.gov.cn/jrzg/2010-02/15/content\\_1535534.htm](http://www.gov.cn/jrzg/2010-02/15/content_1535534.htm)。ブラジルは「世界弁護士会便覧」(日弁連)、韓国は大韓民国弁護士協会による。

[http://www.koreanbar.or.kr/info/01\\_05.asp](http://www.koreanbar.or.kr/info/01_05.asp)



## (2) 法曹の活動分野

海外における法曹の活動舞台は、周知のとおり、国内訴訟だけでなく、政治家、立法・行政機関、国際機関、企業、団体、NPO など広範囲にわたっている。<sup>2</sup>

## 5 法曹の活動分野とわが国の実情

### (1) 法曹の絶対数

審議会意見書の公表後、わが国の法曹数の変化は以下のとおりである

	2002年	→	2009年
弁護士数	18,851人	→	26,958人
裁判官数(定員)	2,288人	→	2,760人
検察官数(定員)	1,414人	→	1,723人

### (2) 裁判所における事件処理

ところで、2008年にわが国の地方裁判所が新たに受理した事件数は、民事・行政事件のうち訴訟事件だけでも199,523件、刑事事件のうち通常一審事件は119,574件、また、家庭裁判所の新たな受理事件は、766,013件であった。この民事・刑事の事件数は、裁判所が受理した訴訟事件数だけであり、訴訟以外の手続や裁判所外の紛争解決機関、相談機関を含めれば、国民の紛争事件数は膨大なものになる。さらに、これらの訴訟制度がたとえば法律扶助制度の改革などでより利用しやすくなれば、事件数はさらに増えることが想定される。また司法制度改革で新設された労働審判事件数は平成18年の877件から平成21年には11月までで3141件に上っているが、このように制度改革、新設により、司法の容量もまた増大するはずである。そのためには、弁護士のみならず、裁判官、検察官の増員も必要となる。

### (3) 隣接法務領域

弁護士以外のいわゆる隣接法律専門職が担ってきた隣接領域、たとえば、税務、特許、登記、労務、外国人登録などにも、独立性と倫理性がより求められ

<sup>2</sup> 中国でも近時、全国人民代表大会及び中国人民政治協商会議への弁護士の人民代表・委員としての参加が増えており、人民代表のうち800名が弁護士であるという（「人民網日本語版」2008年3月14日）。

る弁護士が担うべき役割は大きなものがある。しかし現状では、弁護士の関与はこれらの案件が訴訟になった場合などに限られている。

#### (4) 立法領域

中央、地方ともに立法の立案、審査は、ともに主として行政部局が担当しており、法曹有資格者の関与はほとんどない。

#### (5) 行政省庁

法曹有資格者の国家公務員採用Ⅰ種試験採用者は、2006年に4人、2008年は18人である。新司法試験合格者を対象とする経験者採用システム採用者は、2006年に1人、2008年は2人に過ぎない。また、特定任期付き職員採用者数は、2006年に40人であり、2009年は81人である。任期付きでない常勤国家公務員は、明らかになっている限度では皆無である。

#### (6) 地方公共団体

2009年10月現在、地方公共団体の数は、都道府県47、市町村1,772、政令指定都市18(2010年4月に19)である。大規模自治体として都道府県と政令市に限ってもその数は65(2010年4月には66)に上る。ところで2010年1月現在、地方公共団体に勤務する法曹有資格者は13名(東京都、逗子市、大阪市、名張市)に過ぎない。しかも、弁護士登録を取り消して勤務する者が多い。なお、地方議会に勤務する法曹有資格者も判明している限度では皆無である。

#### (7) 企業・団体内弁護士数

企業内弁護士の数は、2001年に64人、2009年には412人である。また企業内弁護士を有する企業数は、2003年に49社、2008年に205社になっている。他方、たとえば東証上場企業は2,333社(2010年1月5日現在)、大証上場企業は951社(2010年2月8日現在)であり、法曹有資格者の存在は極めて少ない。

このような現状には、法曹を採用すべき企業側にも課題があろう。司法制度改革において法曹人口増を最も強く求めたのは経済界であったことが想起されるべきである。

#### (8) 法テラス等の地域サービス

法テラスの常勤スタッフ弁護士は、全国で202名(2010年2月現在)、ひまわり公設事務所など弁護士過疎地域で働く弁護士は121名(うち41名

は法テラス・スタッフ弁護士)に過ぎない。裁判所支部が存在する都市に限っても、弁護士が一人以下の地域は21箇所(2010年2月現在)に上る。簡易裁判所所在地で見れば、弁護士が一人も存在しない都市も相当数に上り、裁判所が存在しない都市では弁護士不在都市はさらに増える。

#### (9) 福祉・医療等

高齢化社会において高齢者の後見制度が重要になる。現在わが国には約200万人の認知症患者がいると言われているが、患者のために財産管理にあたる成年後見人は14万人程度に過ぎず、しかもその8割弱は家族後見人であって、法曹有資格者ではない。

またたとえば生活保護手続申請など福祉行政分野にも弁護士の援助が必要であるが、現在法律扶助制度は、原則として裁判所の手続と結び付く場合を前提としており、そのため福祉行政サービスの受給手続等には適用されないこともあって、支援する弁護士の数は極めて少数である。

#### (10) 国際分野

##### ① 外交領域

政府間国際交渉において、相手国政府のカウンターパートを法律家が務めていることはよく見聞きするところであるが、判明している限り、出向検事を除き、法曹有資格者がわが国政府の外務公務員になっているケースはない。

##### ② 国際機関内弁護士数

国際機関に常勤職員として勤務するわが国の法曹有資格者は、出向検事を除き、判明している限り、ほとんどいない。

##### ③ 法整備支援

2010年2月現在、海外で法整備支援のため長期滞在している法曹有資格者は、4名にすぎない。

## 6 審議会意見書後のわが国の法曹養成と法曹人口

審議会意見書は、21世紀における法曹像の転換の必要性を示したが、その後、「新しい法曹像による新しい法曹の養成」はどの程度行われてきたのであろうか。これまでの実績を見てみよう。

#### (1) 新司法試験

平成2002年3月19日閣議決定において、新しい法曹像の下、「平成22

年ころまでに合格者3,000人程度とすることを旨とする」と定められたが、これまでの新司法試験の実績は以下のとおりである。

実施年	2006	2007	2008	2009
合格者	1,009人	1,851人	2,065人	2,043人
合格率	(48.25%)	(40.18%)	(32.98%)	(27.64%)

## (2) 法科大学院

専門職大学院である法科大学院は、法曹養成の中核機関として2004年に68校が創設され、2009年現在、74校が開校している。学生数は、2009年度で定員5,765人、入学者数4,844人である。なお、法科大学院の学生定員については、現在までに設置者側の努力により、2割程度の入学定員削減が進められている。

学生のうち、他学部出身者や社会人の入学者が3割以上となるよう努めることとされているが、それは「課題」を発見、認識、解決する感性の多様性を重視したからである。しかし現状は、新司法試験出題問題が国内法の知識を問う問題が中心であることと、合格者数が人為的に抑制されてきたことから、入学者としては法学部新卒業者の割合が拡大している。少数の短期交換留学生を除き、海外からの入学生はほとんどいない。

他方、教員については12名以上の専任教員を置くことを義務づけられているが、暫定的に、その3分の1以内の教員は学部・大学院の専任教員としても算入できるものとする経過措置があるが、2013年には廃止される。また、概ね2割以上の実務家教員が要求され、また教員1人当たりの学生定員は15人以下とされている。以上の条件下で、教員の確保が大きな課題となっている。

教育内容は、実務科目、臨床教育科目、国際科目、先端科目など、開校当初は各校における創意溢れる授業科目も多彩に設置されたが、新司法試験との関係から、法律基本科目の比重が増大している。

## (3) 司法修習

法科大学院制度の発足とともに、修習期間は1年間とされ、かつ2011年から無給になる。修習内容としては、国内裁判実務の修習が中心である。

そして、国内裁判科目の修習と修了試験に合格しなければ、法科大学院を修了し新司法試験に合格しても、法曹資格を取得することができない仕組みになっている。

国内裁判実務に就くことを予定していない新司法試験合格者が法曹資格を取得するためには、国内裁判実務修習を(2010年採用者からは)1年間無給

で受けるか、あるいは弁護士法5条2号の定める法律関連実務に7年間就業しなければならない。

#### (4) 弁護士会への登録

司法修習を修了し、あるいは法律関連実務に7年以上就業して弁護士資格を取得した者が弁護士になるためには、さらに日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない(弁護士法8条)。弁護士名簿に登録し続けるためには、諸外国と比べて高額な弁護士会費を毎月納入し続ける必要がある。

## 7 提言：法曹養成制度改革の方向性

### (1) 問題の所在と改革の基本理念

これまでに見てきたように、現在のわが国における法曹養成は、審議会意見書後、新しい段階に入りつつも、21世紀における「課題解決型国家」の担い手の養成としては、なお十分ではないと言わざるを得ない。その根本の理由は、司法制度改革を経てもなお、法曹像の転換が、不完全であったという点に求められよう。その原因は、なによりまず、法曹三者に、法曹の果たすべき役割について意識変革がなかったことが指摘される。また社会の側においても、法曹が本来はるかに多くの役割を果たし得ることについての理解が進まず、法曹の訴訟以外の活動を容易にする仕組みが整わなかったことが指摘される。したがって、改革の方向性としては、まず第一に、課題解決型国家の担い手としての新しい法曹像への転換、すなわち、「国内裁判担当者」から「国内外課題解決者」への法曹像の転換を、この日本社会において定着させることでなくてはならない。すなわち、社会の様々な分野に法曹が層をなして進出することができるよう、従来取り組まれている運用面での努力にとどまらず、これを促進するための制度的な措置が必要である。

そして、第二に、そのような法曹の進出をより円滑に可能とするよう、国内裁判担当者の養成にウエイトが置かれすぎている現在の法曹養成制度について、国内外課題解決者の養成にふさわしい制度へと改革していく必要がある。

法曹人口と法科大学院を中核とする法曹養成制度については現在、様々な議論が行われているところであるが、以上のような新しい方向性へとパラダイムを転換することによって、新しい解決への出口が見出せるものとする。

またそれは、司法自体についても、その容量を拡大し、その機能を活性化させることになるはずである。

## (2) 改革の方向性の概略

そこで、「新戦略」を参考に、早期実施事項（2010年内に実行に移すべき事項）、中期に実現すべき成果目標に分けて、改革の方向性の概略を提案したい。

### ① 早期実現事項（2010年内に実行に移すべき事項）

#### ● 公務員採用制度の改革

国家公務員Ⅰ種及び地方公務員上級の採用制度の見直し。具体的には、国家公務員Ⅰ種及び地方公務員上級（当面、都道府県及び政令市が対象となる）に法曹有資格者が層をなして採用されるための制度的措置（たとえば一定範囲、一定数での採用の義務づけなど）を検討すべきである。

#### ● 国会議員政策秘書

法曹有資格者であれば筆記試験が免除されている国会議員の政策秘書について、法曹有資格者の採用をより拡大するための制度的措置（一定範囲での法曹有資格者の採用義務付けなど）を検討すべきである。

#### ● 企業内弁護士

企業内弁護士についても、たとえば上場企業においてコンプライアンス担当者として法曹有資格者の従業員等の配置を義務づけるなど、採用拡大に向けた制度的措置を検討すべきである。

#### ● 上記各方面への弁護士の進出を容易にするための制度的基盤の整備

たとえば、弁護士法5条2項（司法試験合格者が7年間、一定の法律関連実務に就業すれば司法修習を経ることなく法曹資格を取得できる制度）の期間を3年程度に短縮することや、弁護士会費の減額などの措置についても検討すべきである。

#### ● 新司法試験合格者を年間3000人程度とする。

#### ● 2011年から実施予定の予備試験制度について、現状のまま実施されれば、法科大学院を中核とする法曹養成制度に大きな影響を与えかねない状況にあることから、その実施を当面延期し、存否を含めて内容を抜本的に見直す。

#### ● 適正配置に配慮しつつ、法科大学院の定員削減と法科大学院の統廃合を進め、これらを実効的に促進するための制度的措置（財政的措置や認証評価制度の活用等）についても検討する。

#### ● 法テラスのスタッフ弁護士を全国で500名程度に増員する。

### ② 中期に実施すべき事項と成果目標

#### ● 法科大学院における教育カリキュラムを「国内外の課題解決者」養成に見

合うものに再編する。現在進行中のいわゆる到達目標案（コア・カリキュラム）の策定もこの視点から抜本的に再検討する。

- 新司法試験の試験方法、受験科目と問題内容を「課題解決者」養成の観点から見直す。
- わが国の法曹の国際競争力強化のため、法科大学院、司法試験、司法修習、継続研修という法曹養成の各段階においてどのような方策が考えられるかについての検討が行われる必要がある。
- 司法修習制度について、現在の制度及び運用状況が「国内訴訟担当者」養成を想定したものであることは疑いない。そこで、「課題解決者」養成の観点に立った場合、法曹資格を取得するために必須の制度として現在の内容のまま維持する必要があるのかを含め、抜本的な検討を行うべきである。
- 法曹資格取得後の研修、OJTの在り方について検討する。
- 隣接職種も含めた法律専門職の在り方を検討する。
- わが国の法曹養成プロセスを、海外の若者の関心を惹くものとするための方策を検討する。

### （3）検討のためのフォーラムの在り方

以上の改革課題改革の具体的内容を議論するためのフォーラムが至急創設されるべきである。そのフォーラムにおける議論は、前述のとおり、法曹像の転換を前提としたものでなければならない。同フォーラムにおける議論が、従来の「国内訴訟実務家養成」の視点を超えるためには、そのメンバーは法科大学院関係者、実務法曹だけでは不十分であり、経済界、労働界、地方自治関係者、国際機関関係者などの参加が不可欠である。

そしてこのフォーラムは、法曹養成が国家戦略の重要な内容であることに鑑み、閣議決定を経て、内閣の下に設置すべきである。

## 7 おわりに

わが国は、21世紀の入り口で、まさに岐路に立っている。その岐路とは、公正なルールを重んじ、国内外の課題に果敢に対峙し、「課題解決国家」として名誉ある地位をしめるのか、それとも、課題の解決を他国家・他人に任せ、「内向きの安住」を求めるのか、の岐路である。答えは自ずと明らかであろう。そうであれば、理念だけを語っているわけにはいかない。その理念を実現し、担う人材の養成にいまこそ取り組まなければならない。

本研究会の提案が法曹養成の新しい扉を開ける鍵となることを祈って已まな

い。

以 上